

# 支配株主が取引の両側に立たない 締出し合併に対する審査基準

和久野 藍

*In re John Q. Hammons Hotels Inc. S'holder Litig.*, C.A. No. 758-CC, 2009 WL 3165613 (Del. Ch. Oct. 2, 2009)

## I 事実の概要

John Q. Hammons Hotels, Inc. (以下、J社とする)は、デラウェア州法に準拠する、ホテルの所有・経営事業を行う株式会社である。J社は二種類の種類株式を発行しており、うちクラスA普通株式(以下、クラスA株式)は公開取引され、一株あたり一票の議決権を有する。一方、クラスB普通株式(以下、クラスB株式)は未公開で、一株あたり50票の議決権を有する。J社の支配株主であり、同社の取締役会議長兼CEOでもあるJhon Q. Hammons(以下、Hとする)は、彼の関係者と併せると、クラスA株式のうち約5%、クラスB株式のうち100%を保有していた(両者を総合すると、全議決権の76%以上を有していたことになる)。

Hは、J社取締役会に対し、彼のJ社における支配権を売却する意思があることを伝えた。当初の交渉相手は第三者である Barcelo Crestline Corporation(以下、Bとする)であり、同社とHとの合意はHの税務上の、および個人的な目的を反映していた。当該合意においては、合併から巨額の税務上の責任が生じることを避けるため、Hは合併後の存続会社において持ち分を維持することとなった。Hはまた、ホテル建設を続けるためのクレジットライン、J社の資産の一つであるホテルの持分(distribution)を受け取る。また、こ

の時点で B が提示したクラス A 株式一株あたりの対価は 13 ドルであった。

J 社取締役会は、上記の取引における H の利害が、「利害関係のない株主 (the unaffiliated stockholders)」とは異なると認識したため、これら一般株主の利益のために、提案された取引について評価、交渉し、当該取締役会に提案するための特別委員会を組織した。当該特別委員会は、アドバイザーとして Katten Muchin（法務担当。以下、K とする）および Lehman Brothers（財務担当。以下、L とする）を雇用した。当該特別委員会は、支配株主である H の利害、取引を拒否できる力からすると、同社を広く売りに出すことは不可能であり、よってその目標は提案された取引において最高の価格を獲得することであると認識していた。

後日、Eilian（以下、E とする）が J 社の買収に関心を示し、公開買付けにより一般株主の持株を買い取ること、H の持株も買い取することを提案した。

これを受け、特別委員会は B と E の提案を比較検討した。B による一株 13 ドルという提案価格は低すぎるとの L の評価を受け、特別委員会は取締役会に対し、B の提案を拒否するよう勧めた。

その後、B と E は特別委員会に対して買収価格の引上げ提案を繰り返し、最終的に E が一株あたり 24 ドルを提示した。また、あるクラス A 株主（H とは無関係）との間で、この株主が E の提案に賛成する旨の合意を交わしていることを示唆した。E は H との間で合意に到達し、特別委員会に対し当該提案への承認を求めた。L は 24 ドルという価格について、財務上も、H との対価分配上も公正であると評価した。また、当該提案において H が受ける対価は、一株あたり 11.95 ドル～ 14.74 ドル相当であると算定した。

特別委員会は、本件合併に関する合意（以下、合併合意）および H と E の間の合意を含めた、取引合意（Transaction Agreements）を承認し、これを受けて取締役会は当該取引合意への賛同を決議した。

最終的な合併合意の内容は以下の通りである。①クラス A 株式は、一株あたり 24 ドルを受け取る権利に転換される。②合併の条件として、H と利害

関係のない、かつ実際に投票したクラス A 株主のうちの多数が賛成することが要求される。当該条件は特別委員会によって撤回可能である。③違約金条項 (2000 万ドル)。④ no shop 条項。⑤ H は当該合併に賛成票を投じ、競合提案や妨害的行為には反対する旨の合意をした。

また、以下は H と E の間での合意である。① E が H に対し、税務上の義務を回避できる設計によるファイナンスを行う旨の合意。② H が有するクラス B 株式は、合併存続会社において存続するが、その後、存続する有限責任組合 (Surviving LP) における優先株式 (preferred stock) に転換される。③ B との前記合意にもあったホテル資産の取得の他、Surviving LP における多くの権利・義務を取得する。

2005 年 8 月 24 日、同社は株主に対し、株主総会における本件合併に関する決議についての委任状を送付し、クラス A 株式の議決権の 72 % を超えるものが本件合併に賛成した。全体では、クラス A 株式の議決権のうち 89 % 以上が本件合併に賛成したことになり、本件合併は 2005 年 9 月 16 日に成立した。

原告株主らは本件合併における対価が不十分であることによる損害の賠償を求めて訴訟提起した。原告の主張は、① H が、少数派株主と共有されない彼自身の利益のために交渉したことで、支配株主としての信認義務に違反したこと、② J 社取締役会は、本件合併が欠陥のある手続のもとで交渉されることを認め、本件合併に賛同する決議をしたことにより彼らの信認義務に違反したこと、③ 本件合併における買収ビークルは、信認義務違反の幫助・教唆を行ったこと、④ 同社の委任状における虚偽記載 (misstatements)、記載漏れ (omissions) を根拠とする情報開示に関する主張、というものであった。

## II 判旨

原告・被告はいずれも、自らの主張につき略式判決を求めたが、本裁判所はこれらの訴えをしりぞけ、事実審において審理されるべきであるとした。

### （1）本件合併への適用基準は何か

本件合併を審査するに際しての問題は、当裁判所が本件合併に対して完全公正基準を適用するのか、それとも経営判断原則を用いるのかということである。原告は、本件合併を「少数派の締出し取引」と位置づけ、*Kahn v. Lynch Communication Systems, Inc* 判決<sup>(1)</sup>（以下、「Lynch 判決」とする）によって完全公正基準の適用が強制されると主張し、一方被告は、経営判断原則による審査が適用されることを主張する。

Lynch 判決において、デラウェア州最高裁は、「支配株主（controlling or dominating shareholder）による利益相反ある締出し合併（cash-out merger）の妥当性を審査するにあたっての排他的な基準は完全公正基準である」こと、また「独立かつ利害関係のない取締役からなる委員会、または情報を得た少数派株主のうち多数による当該取引への承認は、公正に関する立証責任を原告側に転換するが、審査基準が完全公正基準であることは変えない」と示した。

原告は、Hは彼の持ち株をEに売ったというよりも、彼の目的達成のために、存続会社における自身の持分を維持しつつ同社を再編したのであり、本件合併の「両側に立った」のだと主張した。よって、少数派株主のためにいかなる手続的保護がとられたかに関係なく完全公正基準が適用されると主張した。

当裁判所は、以上の原告の主張に賛同しない。Lynch 事件と異なり、本件の支配株主は少数派株主に対する提案を行っていない。それをしたのは無関係の第三者である。EはJ社およびHのいずれとも特段の関係を持っておらず、Hに対する交渉と少数派株主に対する（特別委員会を介した）交渉を別個に行った。Hが存続会社において2%の持分を与えることその他の事実は、Eが少数派株主との間で交渉を行ったことを変えるものではない。よって、「本件は、Hが「取引の両当事者の立場を兼ねた」ものではない。よって、

---

(1) *Kahn v. Lynch Commc'n Sys., Inc.*, 638 A. 2d 1110 (Del. 1994).

いかなる手続的保護が用いられたかとは無関係に、Lynch 判決は完全公正基準の適用を強制しない」。

原告は、H が取引の両側に立たないとしても、Lynch 判決の基礎にある政策理論 (policy rationales) により、Lynch 判決が本件に対して拡張 (extending) されるとし、その根拠として複数の判決をあげた。しかし、当裁判所は、これらの事案における事実関係は本件と異なることから、これらの決定にもとづいて Lynch 判決の枠組みを本件に適用することを拒否した。

当裁判所は、「私は、(本件取引の) 状況においてとられた手続的保護は「経営判断原則を適用するには不十分であった」と決定したが、この結論は Lynch 判決により強制されるものではない。むしろ、本件取引における手続的保護の不十分さによるものである」。本件においては、「(1) 独立かつ利害関係のない特別委員会により推奨され、および (2) 撤回不能な、全株主における多数の株主の投票により承認された」のであれば、経営判断原則が適用されうる」。

当裁判所は、H は本件取引の「両側に」立たないとしたが、他方で、「(H) と少数派株主とが、(E) が (J 社) の買収のために支払う対価の分配をめぐって、ある意味「争っている」こと、そして、(H) がその支配株主としての地位により、いかなる取引も阻止 (veto) できたことは確かである」とし、「このような状況下で、経営判断原則を適用するためには、少数派株主が十分な交渉力を有し、彼らの持株に関する第三者の提案につき情報を得た選択をすることを確保する強固な手続的保護 (robust procedural protection) が適切に存在することが実に重要である」とした。

まず当裁判所は、本件における少数派株主による投票 (以下、株主投票とする) については以下の二点から不十分であるとした。すなわち、①特別委員会による撤回が可能であったこと、②要求されたのは、全株主でなく実際に投票した株主のうちの多数であったことである。では、何故このような株主投票では不十分とされるのか。「(株主投票) は、特別委員会を補完・監視

する機能を果たす」ものであるためである。特別委員会は、集合行為問題に直面する少数派株主とは異なり、獲得可能な最高価格（the highest price available）をえる交渉力を有する。一方、株主投票は、特別委員会の働きに賛否を表明し、少数派株主の最大利益にかなわない取引を止める機会を株主に与えるものであるため、株主投票は、特別委員会によってさえも撤回されてはならないのである。また、「全ての少数派株主のうちの多数による賛同を求めることにより、少数派の多数が真に取引を支持していることが確認される。」ため、全ての株主のうち多数の投票が要求される。

また、これらの手続的保護に最大の効果を与えるため、これらの要求は当該取引において前提条件（preconditions）でなければならない。つまり、これらの要求の欠如は、実際の場合で（in place）それが満たされたことによって治癒されることはないのである。なぜなら、これら「取引の前提条件についての明確な説明は、「少数派株主が、彼らの投票と、～取引を阻止する能力の重要性に気付くために重要である」からである。そして、これらの手続的保護が充足されていない「本件においては、完全公正基準が適切な審査基準」と判示した。

## （2）本件取引の公正性について

完全公正性は、公正な取引（fair dealing）、公正な価格（fair price）という二つの要素を有する。これらは独立したものではなく、よって当裁判所はこれらに個別に焦点を合わせることはしない。「公正な取引」は、「取引の公正は「いつ取引が企図され（was timed）、どのように開始され、構築され、交渉され、取締役らに開示され、そして取締役と株主の賛同がどのように得られたかという疑問を含み」、そして「公正な価格」は、「資産、市場価値、業績、将来の収益予測など会社株式の本質的・本来的価値に影響するその他要因を含むあらゆる要素からなる、提案された合併の経済・財政面からの考察についての疑問を含む」。

「公正な価格」に関し、Hは、自身の受けた対価は少数派の受けた対価より小さいと主張し、その根拠としてLの算定をあげている。一方、原告は当該算定に異議を述べており、価格の公正に関する重要事実には争いがあるので、略式判決を求めるH、取締役らの訴えを却下する。

同様に、「公正な取引」についても、本件特別委員会はHに強制されたのか、あるいはHの self-dealing negotiation は当該株式の価格を低く抑えたのかどうかという重要な事実問題について疑問があった。よって、本件裁判所は原告と被告のいずれも取引の公正に関して略式判決にかかるべきではないと判断した。

### (3) 情報開示に関する主張

原告は以下の情報開示義務違反を主張した。第一に、委任状書面が本件特別委員会の「従属的・謙抑的な立場」であったことを開示しなかったことで、本件特別委員会について株主らの誤解を招いたことである。既存の判例法のもとでは、取締役は「自白」を要求されないため、裁判所は被告側の主張に同意し、略式判決を認めた。

第二に、原告は、委任状書面はLとEとの間の潜在的な利益相反について開示しなかったと主張した。当該裁判所は「財務アドバイザーの利益相反の重要性を重視した」ため、被告側の申立は却下された。

第三に、原告は、本件特別委員会の法務アドバイザーであったKが、Eに対しファイナンスを行った iStar の代理も行っていった事実を株主に対して開示すべきであったと主張した。本件裁判所は、この種の利益相反は株主に対して開示しなければならないとした。「少数派株主が特別委員会に、少数派株式の対価として現金を交付する取引における彼らの代表として交渉を任せている状況においては、特にそうである」。このように、本件裁判所は被告はこの主張につき略式判決にかかるべきではないとした。

### III. 解説

締出し取引に関する判例の流れにおいて、本判決は Lynch 判決からは明らかではなかった以下の疑問に答えたものと位置づけることができると考えられる。第一に、支配株主が取引の両側に立たない取引について完全公正基準が適用されうるか、第二に、上記取引に完全公正基準が適用されるとして、手続的保護の充足によりその適用が回避されうるかである。

#### （1）支配株主が取引の両側に立たない取引について完全公正基準が適用されうるか

まず、本裁判所は本件取引に対して完全公正基準を適用したが、これは原告が主張したように Lynch 判決基準を根拠とするものではない。本件における事実関係は Lynch 事件とは異なるため、Lynch 判決を根拠として完全公正基準を適用することはできなかつたためである。

Lynch 判決においてデラウェア州最高裁は、完全公正基準は、支配株主が取引の「両側に立つ (stands on both side)」合併を評価する場合の「排他的な基準 (exclusive standard)」であると判示した。「取引の両側に立つ」とは、支配株主が合併消滅会社の株式を買取る立場から合併条件を提案し、かつ同社の多数派株主として当該取引を実質的に承認するという、「買い手」と「売り手」の両方の立場を兼ねる状態（以下、このような状況を「Both-Side」と形容し、当該状況のもとで行われる取引を、「Both-Side 取引」と呼ぶ）を指している。

ただ、Both-Side でない取引に対し、どのような審査基準が適用されるのかは、Lynch 判決からは明らかでない。Both-side でない取引として、「支配株主が買い手、売り手いずれの立場にも立たない（支配株主が存在しない会社など）」形や、「支配株主が売り手の立場のみに立つ」形が想定される。この点本件は、後者である支配株主が取引の一方（売り手）の立場であった取引（この状況を以下では「One-Side」と形容し、当該状況のもとで行われる取引

を「One-Side 取引」と呼ぶ) にあたる。

よって本決定は、One-Side でしかない合併に対して完全公正基準を適用した事案のひとつだといえるが、当然ながら One-Side 取引全てについて完全公正基準適用を提言するものではない<sup>(2)</sup>。むしろ、One-Side 取引の中でもどのような要素をもつ取引につき完全公正基準を適用しうるのかという「範囲」につき回答を示した判例の一つと位置づけることができるであろう<sup>(3)</sup>。

この点、本決定は、本件事案が「強固な手続的保護 (robust protection)」が必要な状況であるにも関わらず、当該保護が実施されていないことを理由に完全公正基準を適用している。このうち、まず前者の「強固な手続的保護を要する」状況について検討する。

本決定は、本件取引において①「(支配株主) と少数派株主がある意味、(買収者) が支払う対価の分配について「争って (competing)」いたこと」、かつ②「(支配株主) が～、いかなる取引も阻止 (veto) しえた」という状況を問題視し、このような状況下で経営判断原則を適用するためには、「少数派株主が十分な交渉力と、第三者の提案を受け入れるかどうかにつき情報にもとづいた選択ができるような強固な手続的保護が必要」であるとし、これが満たされていないことを理由に完全公正基準を適用した。

まず上記の①について検討すると、本件において支配株主と少数派株主が買収対価の分配につき争っていると認定された背景には、支配株主と少数派

---

(2) 従来の判例からすると、支配株主の存在が、そのこと単独で完全公正基準審査を要求するわけではない。See, Benjamin Klein, *The Right Solution to the Wrong Problem: The Status of Controlling Shareholders After In Re John Q. Hammons Hotels Inc.* 120 Yale L.J.1257 (2011).

(3) Lynch 判決が答えていないのは、支配株主が取引の一方当事者の立場にしか立たない場合に完全公正基準が適用される範囲であり、本判決はこの疑問に答えたものとみるものとして、See, Bradley R. Aronstam and David E. Ross, *Retracing Delaware's Corporate Roots Through Recent Decisions : Corporate Foundations Remain Stable While Judicial Standards Of Review Continue to Evolve*, 14(2010).

が「異なる対価」を受け取ったという事実がある。二種類の種類株式が発行されていたJ社において、支配株主とそれ以外の一般株主とは、ほぼ完全に別の株式クラスに属していた（支配株主はクラスB株式の100%を有する一方、クラスA株式はわずか5%しか有していなかった）上、これら異クラスの株主に対し、それぞれ内容の異なる対価が設定・交付されたのである。この場合、支配株主が自己の保有する種類株式への対価を増大するための交渉を行うと、結果的に少数派株主の有する種類株式への対価が減少する可能性があり、これは支配株主と少数派株主が異なる株式クラスに“分離”されている程度が大きくなるにつれ顕著になる。つまり、両者の関係はいわゆるゼロサムゲームと表現できる<sup>(4)</sup>。

しかし、従来の判例からすると、支配株主と少数派株主が異なるクラスに属するという事実が、それ単独で、本決定の要求したような手続的保護の充足や完全公正基準適用に結びつくわけではないようである。異クラス株主同士が異なる対価を受取った事案に対する判決として、本判決に近い時期のものでは、*In re PNB Holding Co. S'holders Litig.*, 判決<sup>(5)</sup>、*In re CompuCom Sys., Inc. S'holders Litig.* 判決<sup>(6)</sup>、*In re Tele-Commc'ns, Inc. S'holders Litig.* 判決<sup>(7)</sup>があげられる。これらの判決同士は、適用基準や、当該基準が適用される要件において異なるが、この差異は、各事件における事実の違いにもとづくと考えられる。

次に②についてであるが、本決定は、Hの「取引を阻止する力」が強圧性

---

(4) See, Benjamin Klein, *supra* note 2, 1258(2011)

(5) *In re PNB Holding Co. S'holders Litig.*, C.A. No. 28-N, 2006 WL 2403999 (Del. Ch. Aug. 18, 2006)

(6) *In re CompuCom Sys., Inc. S'holders Litig.*, C.A. No. 499-N, 2005 WL 2481325 (Del. Ch. Sept. 29, 2005)

(7) *In re Tele-Commc'ns, Inc. S'holders Litig.*, C.A. No. 16470, 2005 WL 3642727 (Del. Ch. Jan. 10, 2006)

となり、特別委員会を実効的ではなくするという原告の主張を却下した。原告はHが取引を断念することで、少数派株主らが低評価された株主を有したままJ社に取り残されるという「より悪い運命 (worse fate)」を強圧性の根拠としたが、本件裁判所は、そのような可能性が「それ単独で」強圧性となることを否定した。

以上から、支配株主と少数派が対価分配につき「争っている」こと、および支配株主が取引を阻止する力を有することは、これら各々が単独で「強固な手続的保護」を要求するものではなく、両方の要素が存在する場合に特に手厚い保護が求められるものと思われる。

## (2) 手続的保護の充足により、完全公正基準の適用が回避されうるか

次に、本件が Lynch 判決と大きく異なる点として、少数派株主のための手続的保護の充足により完全公正基準適用が回避される（経営判断原則が適用される）可能性を残したことがあげられる。本件裁判所によれば、本件のような状況において「経営判断原則による審査を行うためには、強固な手続的保護 (robust procedural protection) が存在することが必要」であるところ、当該手続的保護が具備されていなかったため、経営判断原則は適用されなかった（完全公正基準が適用された）のである。

言い換えれば、完全公正基準を適用しない可能性を否定した Lynch 判決とは異なり<sup>(8)</sup>、本判決からは、手続的保護が具備されていることを条件として、完全公正基準の適用回避が認められうる。このような Lynch 判決とは異なる取扱いについて、本判決は、「Lynch 判決における結論は、～ Lynch 判決が適用されない事案において経営判断原則を用いるのか、それとも完全公正基準

---

(8) Lynch 判決において、裁判所は、支配株主を含む合併に対しては、当該取引が独立した特別委員会によって交渉され、独立した取締役会の多数によって承認され、あるいは少数派株主の多数の投票 (a majority of minority) に向けられたかどうかには関係なく、完全公正基準が妥当すると示した。

を用いるのかという決定に対し、株主と特別委員会の検討（review）が関連づけられることを排除するものではない」とし、Lynch 判決との関係を説明した。

では、本決定が特別委員会の承認および株主投票によって完全公正基準を回避できると解したのは何故か。この点に関するヒントとして、①締出し取引に対する基準の調和（harmonize）への指向、②本件のような状況における、特別委員会による承認と株主による承認の関係性についての議論があると思われる。

まず、①について考察する。本決定が、Lynch 判決とは異なり、手続的保護が充足されている場合に経営判断原則適用の可能性を残したことは、一見すると Both-Side 取引と One-Side 取引との間で基準の厳格さに差を設けているようにも解しうるが、そのような言明は判決中にはみられない。

むしろ本判決は傍論ながら、本件裁判所は「（取引）形態は異なっても、締出し効果を有する取引に適用される基準の調和（harmonize）への近年の提言を意識している」としている。これが具体的に何を意味するかは明らかでないが、本稿でいう Both-Side 取引と One-Side 取引への適用基準を「調和」させたものと捉えることも可能である。この見解によるならば、本判決が、手続的保護の充足次第で経営判断原則の適用を認めるとしたことの説明がつきやすい。何故なら、上記の「調和を意識した」とのくだりで本判決が参照した Cox Communications, Inc 判決（以下、Cox 判決とする）<sup>(9)</sup>は、Lynch 判決の厳格な姿勢を「修正」し、Both-Side 合併の事案についても手続的保護の具備により経営判断原則の適用可能性を認めており、この Cox 判決を前提とするならば、本判決は、Both-Side 取引に対する基準と「調和」していることに

---

(9) *In re Cox Communications, Inc. S'holders Litig.*, 879 A 2d 604(Del.ch.2005). 同判決の紹介として、伊勢田道仁「支配株主による合併とクラスアクション訴訟代理人の報酬」商事法務 1839 号（2008）50 頁以下参照。

なる。

このことから本決定は、学説・実務家らが主張してきた、支配株主が取引の両側に立つ締出し取引に対し、その形態が合併であるか二段階買収であるかに関係なく同じ審査基準（手続的保護が充足されていれば経営判断原則、いなければ完全公正基準）を適用すべきという主張と平行に、支配株主が取引の両側に立たない取引に対しても、支配株主が両側に立つ取引と同じ審査基準を適用するという意味での基準の統一をはかったものと解しうる<sup>(10)</sup>。上記学説等は、手続的保護の充足を要件として経営判断原則を適用することを主張してきたのであるが、当該要件として求められるのは特別委員会の承認と株主投票であり、つまり本決定は経営判断原則の適用要件として上記主張と共通の要素を求めたといえる。

次に②についてであるが、何故本件では手続的保護（特別委員会による承認および株主投票）により少数派を保護できると考えるのか。

Lynch 判決が手続的保護の充足による完全公正基準回避を認めなかった理由は、支配株主が少数派の持分を買収する意図を示している状況においては、このような保護措置は、強圧性の観点から不十分であるからである。特別委員会は、独立当事者間取引における交渉力学を再現することを意図している<sup>(11)</sup>なのであるが、このような機能が、Lynch 的状况のもとでは十分に発揮されえないということである。

一方、JQH 決定は、特別委員会と株主投票は相互に補完関係にあり、株主投票によって特別委員会を監視することで、特別委員会を適切に機能させられるとみる（つまり、Lynch 判決のいう特別委員会の機能不全を克服できる）。

---

(10) 本決定をこのように解するものとして、*See, Benjamin Klein, supra note2, 1251 (2011).*

(11) Steven A. Rosenblum and Wachtell, Lipton, Rosen & Katz, *Takeover Law and Practice 2011*, 1918 PLI / Corp. 52 (2011).

それだけでなく、このような相互補完の効果を十分なものとするため、特別委員会と株主投票に求められる具体的な要素を述べている。

すなわち、株主投票は特別委員会によってすら撤回可能であってはならないし、また、これを含むいくつかの条件は結果的に満たされれば足るものではなく、事前的な「前提条件（preconditions）」でなければならない。そうであることで、株主は「取引を阻止できる可能性があることを認識する」からである。また、特別委員会は単に独立しているだけでは十分でなく、独立したアドバイザーの雇用を含め、少数派のために取引を行うために十分な権限と機会を与えられていなければならない。さらに、支配株主が強圧性や欺罔を用いた場合、特別委員会の承認および株主の投票は有効ではない。

以上のとおり、本判決は、支配株主が取引の両側に立たない取引につき、完全公正基準が適用されうる範囲、および同基準の適用回避要件を示したものと見える。なお、完全公正基準を用いての審査は、後日の事実審において行われた<sup>(12)</sup>。

---

(12) *In re Jhon Q. Hammons Hotels Inc. S'holder Litig.*, C.A. No. 758-cc (Del. ch. Jan. 14, 2011).